

処分基準整理票

処分の内容		給水停止		
根拠法令及び条項		水道法第15条、第16条 那覇市水道給水条例第33条、第35条、第36条		
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)			
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)			
	【内容】 水道法第15条、第16条 那覇市水道給水条例第33条、第35条、第36条 (別紙のとおり)			
処分基準 設定年月日		年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署		上下水道局 料金サービス課		
備考				

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

給水停止

水道法

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規定の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な体力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 5 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（詳細省略）

第1条（耐圧に関する基準）

第2条（浸出等に関する基準）

第3条（水撃限界に関する基準）

第4条（防食に関する基準）

第5条（逆流防止に関する基準）

第6条（耐寒に関する基準）

第7条（耐久に関する基準）

水道法施行規則

第13条 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微の変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）とする。

那覇市水道給水条例

（給水装置の基準違反に対する措置）

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微の変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

那覇市水道給水条例

（給水装置の基準違反に対する措置）

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、料金、第30条の手数料又は第34条第3項に規定する検

査費、修繕費その他の必要な処置に要した費用を指定期限内に納付しないとき。

- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第24条第1項若しくは第2項の規定による検針の実施、第34条第1項の規定による検査又は同条第2項の規定による修繕その他必要な処置の実施を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。